（略）	（略）
特定化学物質障害予防規則	特定化学物質障害予防規則
（略）	（略）
第三十六条の二第二項の規定による記録	第三十六条の二第二項の規定による記録
第三十六条の三の二第四項第二号の規定による記録	（新設）
第三十六条の三の二第五項第二号の規定による記録	（新設）
第三十六条の三の二第六項の規定による記録	（新設）
第三十六条の三の二第八項の規定による記録	（新設）
（略）	（略）
（略）	（略）
粉じん障害防止規則	粉じん障害防止規則
（略）	（略）
第二十六条の二第二項の規定による記録	第二十六条の二第二項の規定による記録
第二十六条の三の二第四項第二号の規定による記録	（新設）
第二十六条の三の二第五項第二号の規定による記録	（新設）
第二十六条の三の二第六項の規定による記録	（新設）
第二十六条の三の二第七項の規定による記録	（新設）
（略）	（略）

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　第二条、第四条、第六条、第八条、第十条、第十二条及び第十四条の規定　令和五年四月一日

二　第三条、第五条、第七条、第九条、第十一条、第十三条及び第十五条の規定　令和六年四月一日

（型式検定に関する経過措置）

第二条　第一条の規定による改正後の労働安全衛生規則第二十九条の二各号に掲げる防毒マスク（労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）第四十二条の厚生労働大臣が定める規格を具備していることを同法第四十四条の二第一項の登録型式検定機関が認めたものに限る。）であって、この省令の施行の日において現に存するものは、令和九年五月三十日までの間、同項の型式検定に合格しているものとみなす。

（様式に関する経過措置）

第三条　この省令の施行の際現に提出されている第一条の規定による改正前の労働安全衛生規則様式第十号の申請書は、同条の規定による改正後の労働安全衛生規則様式第十号の申請書とみなす。

第四条　この省令（附則第一条第一号に掲げる規定については、当該規定（第四条及び第八条に限る。）。以下同じ。）の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

（罰則に関する経過措置）

第五条　附則第一条各号に掲げる規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。